

# さいたま市社会福祉事業団

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
- 2 課題 正規職員のうち女性が6割を占めているが、女性の管理職の割合が5割以下である。
- 3 目標 管理職に占める女性の割合を5割以上に引き上げ維持をする。
- 4 取組内容・実施期間

管理職育成を目的としたキャリア研修の実施。

平成28年 4月～ 研修ニーズの把握、アンケートの実施。

平成28年10月～ 研修プログラムの検討。

平成29年10月～ 研修プログラムの作成・決定。

平成30年10月～ 管理職手前の社員を対象としたキャリア意識の醸成、管理職養成等を目的とした研修の実施。

平成31年10月～ 全職員管理職に向け、管理職研修の実施。

平成32年10月～ 研修プログラムの再検討。